

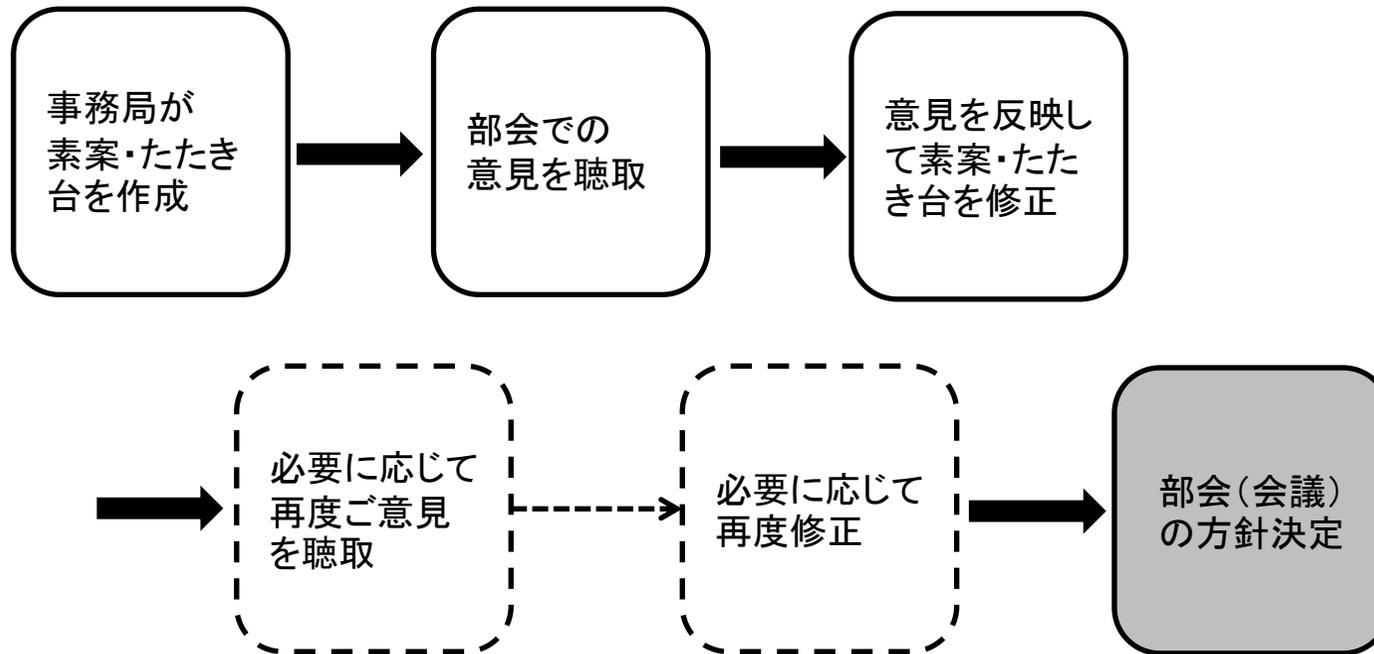
松山市子ども・子育て会議 部会の進め方

平成26年5月14日

<進め方>

- ①全体会と同様に、事務局が素案・たたき台を提示して、部会でのご意見を聴き、その内容を反映。
- ②部会での方針決定を全体会での方針決定とする。(全体会で再度審議しない)
- ③必要に応じて、互いの部会の進捗状況等の情報を共有。
- ④各部会の開催時期は、各部会において決定

<審議のイメージ>



(仮称)松山市子ども・子育て支援事業計画構成

第4章及び第5章に関する事項を
各部会において集中的に協議

第1章 計画の概要

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の期間
- 4 計画の策定方法

第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く現状

- 1 子どもをめぐる状況
- 2 これまでの子ども・子育て支援の取り組み
- 3 人口等の見通し
- 4 子育てに関する意識の現状

第3章 計画の基本的な考え方

- 1 めざす姿
- 2 基本理念
- 3 基本方針

第4章 施策の展開

- 1 施策体系
- 2 基本方針における基本施策と取り組み・事業

第5章 子ども・子育て支援の新たな取り組み

- 1 幼児期の教育・保育の充実
- 2 地域子ども・子育て支援事業の充実

第6章 計画の推進に向けて

- 1 市民及び関係団体等との連携等
- 2 計画の進捗状況の管理・評価

＜部会設置＞

○松山市子ども・子育て会議条例第8条第1項の規定に基づき部会を置く。

(1)教育・保育部会

～部会での検討事項～

【事業計画必須記載事項】

- ①学校教育・保育の量の見込み
- ②学校教育・保育の提供体制の確保の内容と実施時期
- ③学校教育・保育の一体的提供および推進に関する体制の確保に関する事項
- ④特定教育・保育施設の利用定員
- ⑤特定地域型保育事業者の利用定員
- ⑥地域子ども・子育て支援事業のうち下記事業の「量の見込み」、「確保の内容」、「実施時期」
 - ・利用者支援事業
 - ・一時預かり事業
 - ・延長保育事業
 - ・実費徴収に係る補足給付を行う事業
 - ・多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

【事業計画任意記載事項】

- ⑦産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項

(2) 地域子育て部会

～部会での検討事項～

【事業計画必須記載事項】

① 地域子ども・子育て支援事業のうち下記事業の「量の見込み」、「確保の内容」、「実施時期」

- ・ 地域子育て支援拠点事業
- ・ 乳児家庭全戸訪問事業
- ・ 養育支援訪問事業、その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業
- ・ ファミリー・サポート・センター事業
- ・ 病児・病後児保育事業
- ・ 妊婦健康診査事業
- ・ 子育て短期支援事業
- ・ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

【事業計画任意記載事項】

- ② 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項
- ③ 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項